

不登校児童生徒への 支援について

令和6年度市町村教育委員会教育長・教育委員研修会

令和7年1月22日(水)



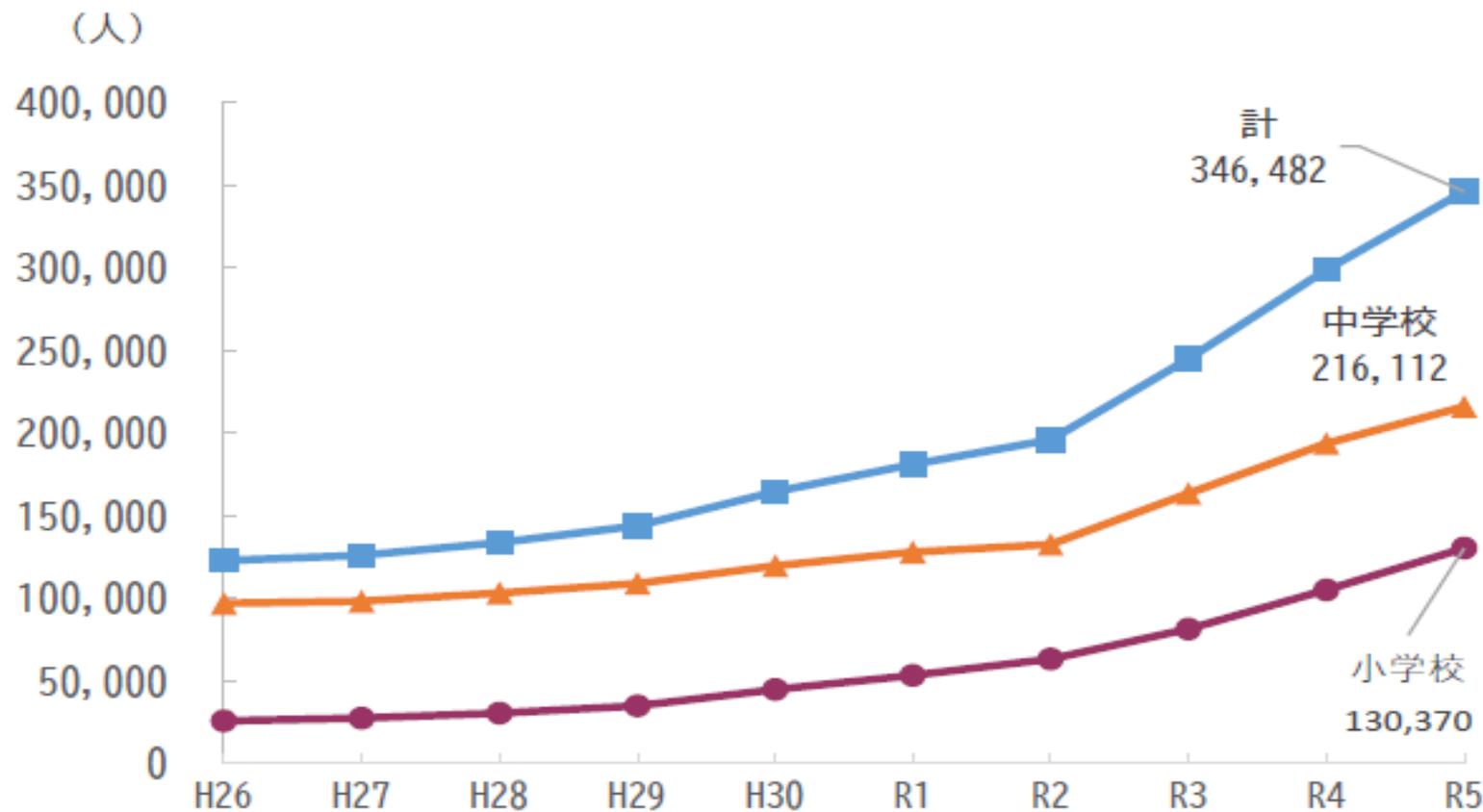
沖縄県教育庁 義務教育課

不登校の状況 (全国)

- ・不登校児童生徒数は過去最多
(346,482人)
- ・増加率は若干低くなった

(全国)小・中学校における不登校の状況について

不登校児童生徒数の推移



増加の背景

令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要

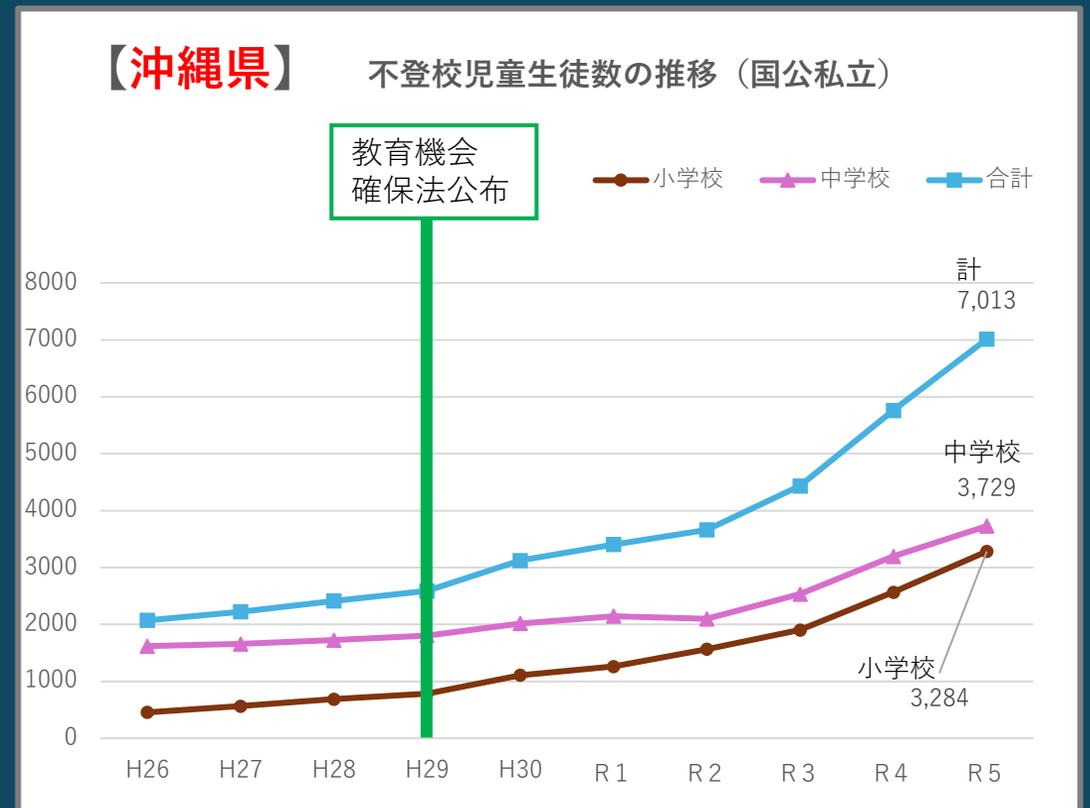
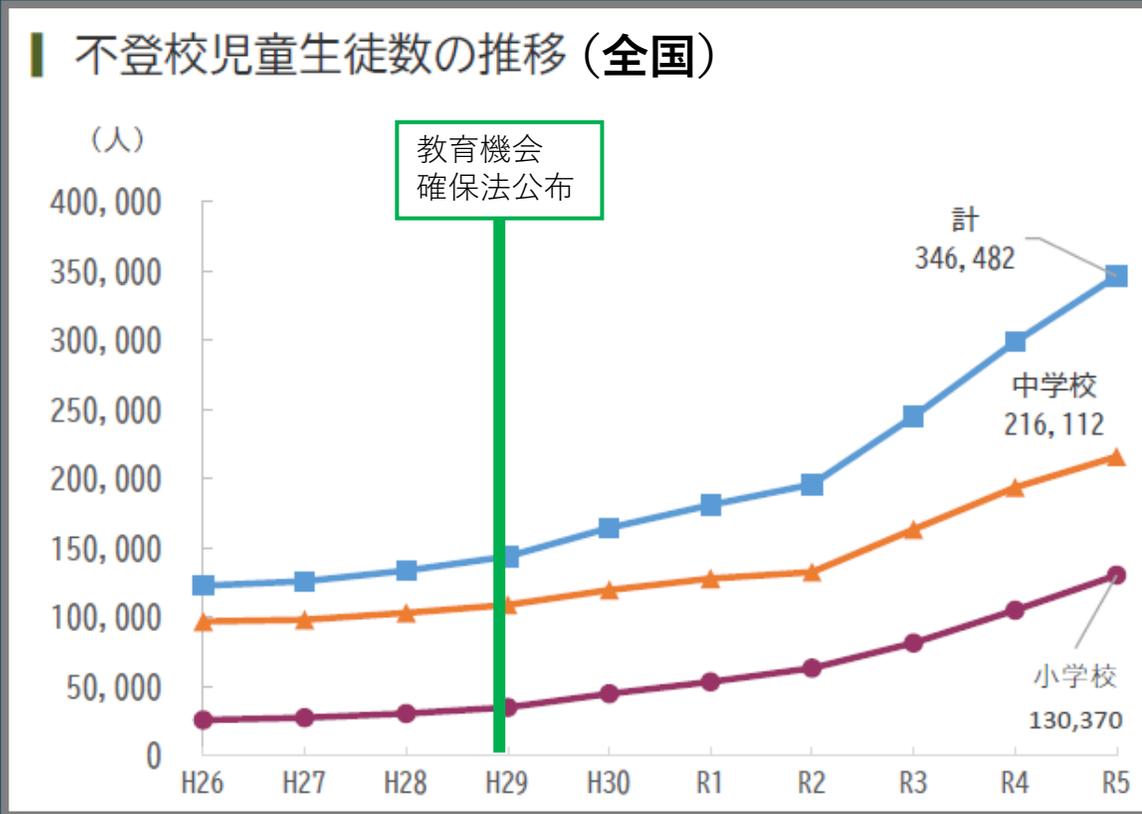
- ◆児童生徒の休養の必要性を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨の浸透等による保護者の学校に対する意識の変化
- ◆コロナ禍の影響による登校意欲の低下
- ◆特別な配慮を必要とする児童生徒に対する早期からの適切な指導や必要な支援に課題があった。

不登校児童生徒について把握した事実(全国)

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

- | | |
|---------------------------------|-------|
| ■ 学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。 | 32.2% |
| ■ 不安・抑うつ等の相談があった。 | 23.1% |
| ■ 生活リズムの不調に関する相談があった。 | 23.0% |
| ■ 学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。 | 15.2% |
| ■ いじめの被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった | 13.3% |

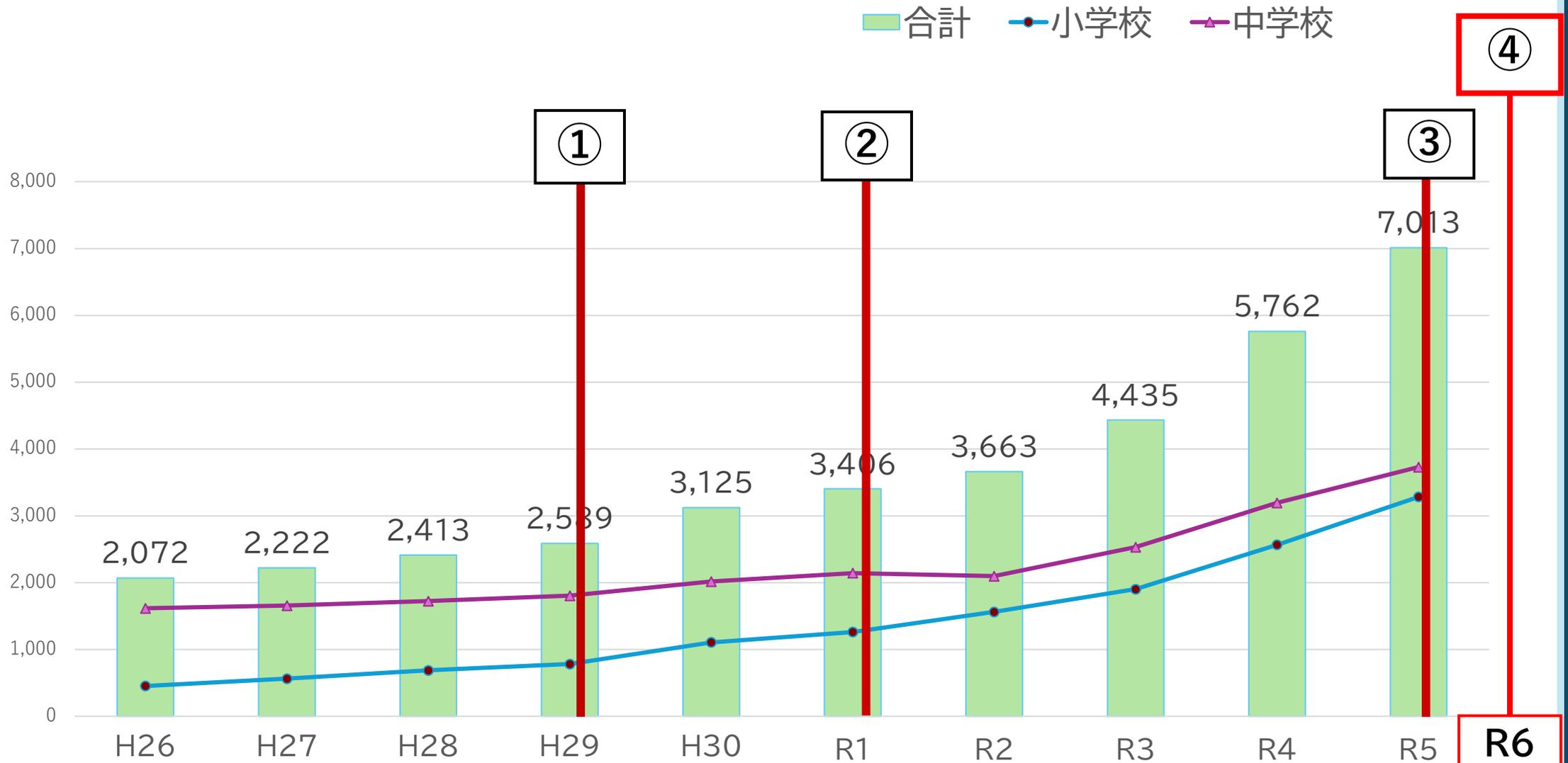
不登校児童生徒数の推移



令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要

沖縄県 不登校児童生徒数の推移状況

沖縄県 小中学校 不登校児童生徒数の推移（国公立）



【児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果】

説明内容

- ① 教育機会確保法
- ② 不登校児童生徒への支援の在り方について
- ③ COCOROプラン
- ④ 不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について【省令】

① 教育機会確保法

(平成28年12月14日公布)
(平成29年 2月14日施行)

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」

※この法律は、学校以外の場所で行う多様な学習活動の重要性について書かれており、不登校の子供たちに対する支援や夜間中学における就学の機会の提供等を規定している法律

基本的な考え方

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要である。

① 教育機会確保法

(平成28年12月14日公布)

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」

○教育機会の確保等に関する基本的事項

- ・不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等
 - ◆魅力あるより良い学校づくりを目指すこと
 - ◆不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること
 - ◆不登校児童生徒の社会的自立を目指すこと
 - ◆学校内外の学びの場を整備すること
 - ◆不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ、個々の児童生徒の状況に応じた支援を行うこと等
 - ◆就学に課題を抱える外国人の子供に対する配慮が必要
- ・夜間中学等における就学の機会の提供等設置の促進や多様な生徒の受入れを推進することが必要
- ・国、地方公共団体、民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下で施策を実施

② 不登校児童生徒への支援の在り方について

不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）

元文科初第 698 号
令和元年10月25日

【背景】 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の施行状況の検討等に際し、過去の不登校施策に関する通知における不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係る記述について、法や基本指針の趣旨との関係性について誤解を生じるおそれがあるとの指摘があったことから、当該記述を含めこれまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、まとめた。

【概要】

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

- ・不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること
- ・不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、不登校のきっかけや継続理由に応じて、適切な支援や働き掛けを行う必要があること

2 学校等の取組の充実

- ・不登校児童生徒が生じないような魅力あるよりよい学校づくりを目指すほか、児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮を実施すること
- ・校長のリーダーシップの下、教員だけでなくスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携協力し、組織的な支援体制を整えること
- ・個々の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など多様な教育機会を確保すること

3 教育委員会の取組の充実

- ・研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図り、不登校に関する知識や理解などを身に付けさせ、教員の資質向上を図ること
- ・教育支援センターの整備充実を進めるとともに、教育支援センターを中核とした不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備すること
- ・訪問型支援など保護者への支援の充実を図るほか、日頃から民間施設とも積極的に情報交換や連携に努めること

学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

学校外の施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★民間施設における相談・指導が適切であるかどうかは、「民間施設についてのガイドライン」を参考に、校長が教育委員会と連携して判断すること
- ★当該施設に通所又は入所して相談・指導を受けること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、当該施設における学習内容等が学校の教育課程に照らし適切であると判断できること

民間施設についてのガイドライン（試案）

本ガイドラインは、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際に、保護者や学校、教育委員会として留意すべき点を目安として示したものであり、このガイドラインに掲げた事項を参考としながら、地域の実態等に応じ、各施設における活動を総合的に判断することが必要。

【掲載事項】

- 1 実施主体について
- 2 事業運営の在り方と透明性の確保について
- 3 相談・指導の在り方について
- 4 相談・指導スタッフについて
- 5 施設、設備について
- 6 学校、教育委員会と施設との関係について
- 7 家庭との関係について



② 不登校児童生徒への支援の在り方について

令和元年10月25日通知

概要

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

- ・不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。
- ・不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、不登校のきっかけや継続理由に応じて、適切な支援や働き掛けを行う必要があること。

2 学校等の取組の充実

- ・不登校児童生徒が生じないような魅力あるよりよい学校づくりを目指すほか、児童生徒の学習状況等に応じた指導、配慮を実施すること
- ・校長のリーダーシップの下、教員だけでなくスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携協力し、組織的な支援体制を整えること。
- ・個々の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校(学びの多様化学校)、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など多様な教育機会を確保すること。

3 教育委員会の取組の充実

- ・研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図り、不登校に関する知識や理解などを身に付けさせ、教員の資質向上を図ること
- ・教育支援センターの整備充実を進めるとともに、教育支援センターを中核とした不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備すること。
- ・訪問型支援など保護者への支援の充実を図るほか、日頃から民間施設とも積極的に情報交換や連携に努めること。

【背景】 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の施行状況の検討等に際し、過去の不登校施策に関する通知における不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係る記述について、法や基本指針の趣旨との関係性について誤解を生じるおそれがあるとの指摘があったことから、当該記述を含めこれまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、まとめた。

【概要】

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

- ・不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること
- ・不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、不登校のきっかけや継続理由に応じて、適切な支援や働き掛けを行う必要があること

2 学校等の取組の充実

- ・不登校児童生徒が生じないような魅力あるよりよい学校づくりを目指すほか、児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮を実施すること
- ・校長のリーダーシップの下、教員だけでなくスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携協力し、組織的な支援体制を整えること
- ・個々の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など多様な教育機会を確保すること

3 教育委員会の取組の充実

- ・研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図り、不登校に関する知識や理解などを身に付けさせ、教員の資質向上を図ること
- ・教育支援センターの整備充実を進めるとともに、教育支援センターを中核とした不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備すること
- ・訪問型支援など保護者への支援の充実を図るほか、日頃から民間施設とも積極的に情報交換や連携に努めること

学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

学校外の施設における相談・指導が不登校児童生徒の**社会的な自立を目指すもの**であり、かつ、**不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合**、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★民間施設における相談・指導が適切であるかどうかは、「民間施設についてのガイドライン」を参考に、校長が教育委員会と連携して判断すること
- ★当該施設に通所又は入所して相談・指導を受けること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、当該施設における学習内容等が学校の教育課程に照らし適切であると判断できること

民間施設についてのガイドライン（試案）

本ガイドラインは、**不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際に、保護者や学校、教育委員会として留意すべき点を目安として示したものであり**、このガイドラインに掲げた事項を参考としながら、地域の実態等に応じ、各施設における活動を総合的に判断することが必要。

【掲載事項】

- 1 実施主体について
- 2 事業運営の在り方と透明性の確保について
- 3 相談・指導の在り方について
- 4 相談・指導スタッフについて
- 5 施設、設備について
- 6 学校、教育委員会と施設との関係について
- 7 家庭との関係について



② 不登校児童生徒への支援の在り方について

- 学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

(別記1)

学校外の施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

【要件等】

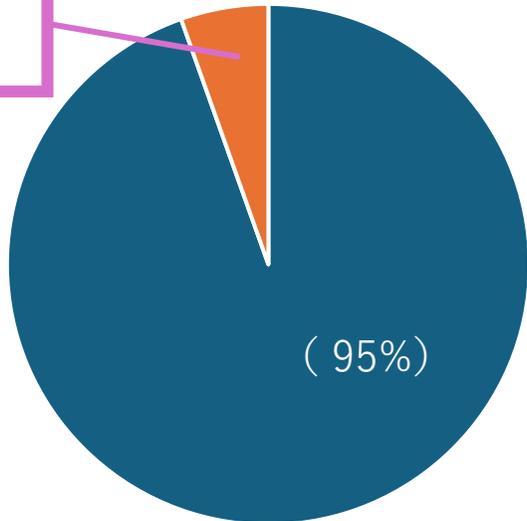
- ★ 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ★ 民間施設における相談・指導が適切であるかどうかは、「民間施設についてのガイドライン」を参考に、校長が教育委員会と連携して判断すること。
- ★ 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受けること。
- ★ 学習成果を評価に反映する場合には、当該施設における学習内容等が学校の教育課程に照らし適切であると判断できること。

学校内外の機関等における相談・指導等の状況について

全国

学校内外の機関等での相談・指導を受けた人数のうち
民間団体、民間施設を**利用**した割合（国公私立小・中）

(5%)



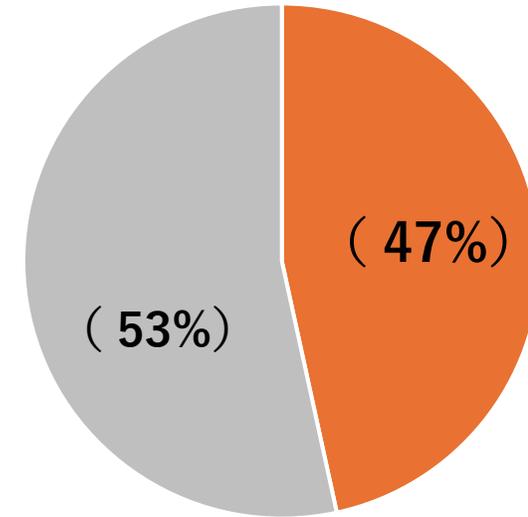
■ 学校内外の機関等での相談・指導を受けた人数 (269,043人) ■ 民間団体、民間施設を利用した人数 (15,431人)

全国

民間団体・民間施設で相談・指導等を受けた人数のうち
「**指導要録上出席扱い**」となった割合（全国小・中学校）

(53%)

(47%)

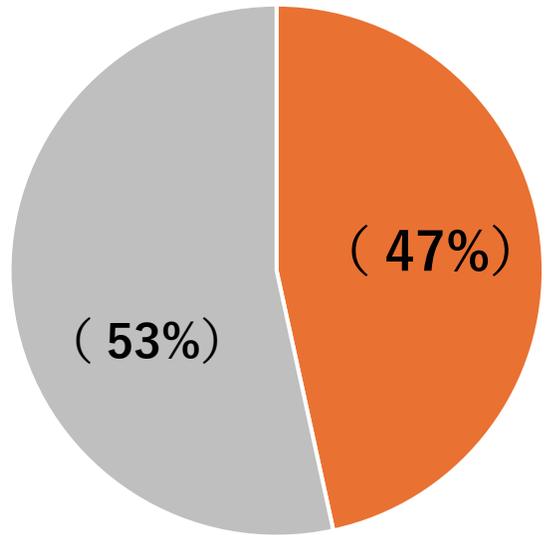


■ 「指導要録上出席扱い」となった人数 (7,189人) ■ 出席扱いとならなかった人数 (8,242人)

学校内外の機関等における相談・指導等の状況について

全国

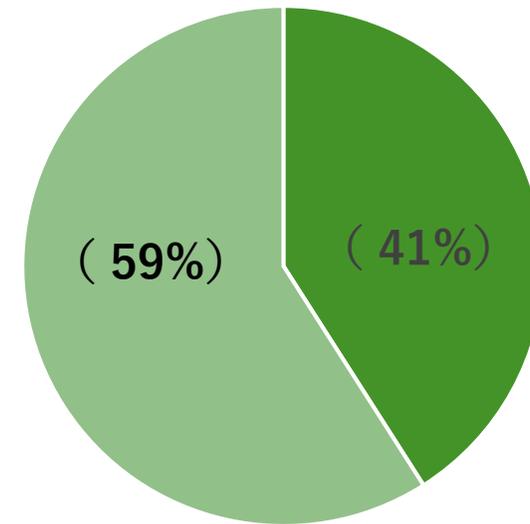
民間団体・民間施設で相談・指導等を受けた人数のうち
「指導要録上出席扱い」となった割合（全国小・中学校）



■ 「指導要録上出席扱い」となった人数 (7,189人) ■ 出席扱いとならなかった人数 (8,242人)

沖縄県

民間団体、民間施設で相談・指導等を受けた人数のうち
「指導要録上出席扱い」となった割合（公立小・中）



■ 「指導要録上出席扱い」となった人数 (291人) ■ 出席扱いとならなかった人数 (202人)

出典
文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

出典
民間団体・民間施設で学ぶ不登校児童生徒の調査 報告書

【背景】 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の施行状況の検討等に際し、過去の不登校施策に関する通知における不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係る記述について、法や基本指針の趣旨との関係性について誤解を生じるおそれがあるとの指摘があったことから、当該記述を含めこれまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、まとめた。

【概要】

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

- ・不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること
- ・不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、不登校のきっかけや継続理由に応じて、適切な支援や働き掛けを行う必要があること

2 学校等の取組の充実

- ・不登校児童生徒が生じないような魅力あるよりよい学校づくりを目指すほか、児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮を実施すること
- ・校長のリーダーシップの下、教員だけでなくスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携協力し、組織的な支援体制を整えること
- ・個々の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など多様な教育機会を確保すること

3 教育委員会の取組の充実

- ・研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図り、不登校に関する知識や理解などを身に付けさせ、教員の資質向上を図ること
- ・教育支援センターの整備充実を進めるとともに、教育支援センターを中核とした不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備すること
- ・訪問型支援など保護者への支援の充実を図るほか、日頃から民間施設とも積極的に情報交換や連携に努めること

学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

学校外の施設における相談・指導が不登校児童生徒の**社会的な自立を目指すもの**であり、かつ、**不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合**、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★民間施設における相談・指導が適切であるかどうかは、「民間施設についてのガイドライン」を参考に、校長が教育委員会と連携して判断すること
- ★当該施設に通所又は入所して相談・指導を受けること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、当該施設における学習内容等が学校の教育課程に照らし適切であると判断できること

民間施設についてのガイドライン（試案）

本ガイドラインは、**不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際に、保護者や学校、教育委員会として留意すべき点を目安として示したものであり**、このガイドラインに掲げた事項を参考としながら、地域の実態等に応じ、各施設における活動を総合的に判断することが必要。

【掲載事項】

- 1 実施主体について
- 2 事業運営の在り方と透明性の確保について
- 3 相談・指導の在り方について
- 4 相談・指導スタッフについて
- 5 施設、設備について
- 6 学校、教育委員会と施設との関係について
- 7 家庭との関係について



② 不登校児童生徒への支援の在り方について

■ 民間施設についてのガイドライン（試案）

民間施設についてのガイドライン（試案）

本ガイドラインは、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際に、保護者や学校、教育委員会として留意すべき点を目安として示したものであり、このガイドラインに掲げた事項を参考としながら、地域の実態等に応じ、各施設における活動を総合的に判断することが必要。

【掲載事項】

- 1 実施主体について
- 2 事業運営の在り方と透明性の確保について
- 3 相談・指導の在り方について
- 4 相談・指導スタッフについて
- 5 施設、設備について
- 6 学校、教育委員会と施設との関係について
- 7 家庭との関係について



③ COCOROプラン 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策 (令和5年3月31日通知)

1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える
2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する
3. 学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える

○不登校特例校の設置促進
(⇒「学びの多様化学校」に名称変更)

○校内教育支援センター
(スペシャルサポートルーム等)の設置促進

○教育支援センターの機能強化

○高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障

○多様な学びの場、居場所の確保

2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する

○1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進(健康観察にICT活用)

○「チーム学校」による早期支援
(教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭等が専門性を発揮して連携。こども家庭庁とも連携しつつ、福祉部局と教育委員会の連携を強化)

○一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援
(相談窓口整備。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが保護者を支援)

3. 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

○学校風土を「見える化」

○学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善

○いじめ等も問題行動に対しては毅然とした対応を徹底

○児童生徒が主体的に参加した校則等の見直しの推進

○快適で温かみのある学校としての環境整備

○障害や国籍言語等の違いに関わらず、色々な個性や意見を認め合う共生社会を学ぶ場に

④

不登校児童生徒が欠席中に行った 学習の成果に係る成績評価について (令和6年8月29日通知)

趣旨

- 近年の不登校児童生徒の急増を受け、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」(令和5年3月)において教育支援センターや自宅等での学習が成績に反映されるようにすることが明記され、「経済財政運営と改革の基本方針2023」(令和5年6月閣議決定)においても、教室外の学習成果の成績反映を促すための法令上の措置を行うこととされていることを踏まえ、不登校児童生徒の努力の成果の適切な評価を促進し、誰一人取り残されない学びの充実を一層推進するため、**令和元年の通知の内容を法令上明確化するもの。**
- 学校に通うことができなくとも、教育支援センターや民間団体等の学校外の機関や自宅等で学習を続けている不登校児童生徒の努力を評価し、社会的自立を後押しすることは重要であり、これまで、「不登校児童生徒への支援の在り方について」(令和元年10月初等中等教育局長通知)において、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、不登校児童生徒が学校外の機関や自宅等で行う学習の成果を成績に反映できることとしてきた。

おわりに

今後周知を行う主な研修等について

- ★ 令和7年1月6日付け教義第1175号「民間団体・民間施設で学ぶ不登校児童生徒の調査報告書の送付について(依頼)」
- 第3回市町村教育委員会学校支援連絡協議会による行政説明
([令和7年1月24日:オンライン開催](#))
- 令和7年度 学校訪問による各学校への周知
- 令和7年度 管理職研修会・その他、各種研修会